

研究開発費の会計基準に関する一考察

An Essay on Accounting Standards for Research and Development Expenditures

寺崎 克志
(Katsushi TERASAKI)

【要 約】

米国会計基準がそうであるように、財務報告書において日本の現行会計基準でも研究開発費は即時費用化されることになっている。この会計処理は研究開発の期待値がゼロ円であることを想定しているのに等しい。かといって、かつてのように研究開発投資を資産化すると、簿価を下回った場合にさまざまな問題が生じる可能性がある。本稿では、両者の折衷案として研究開発活動の成否の確率に応じて、即時部分費用化と残額の資産計上を提案する。この提案が今期利益に及ぼす影響は旧会計基準（全額資産化可）と新会計基準（全額費用化）の中間値となり、更に従来内部情報であった研究開発活動の成功確率を財務報告書に開示させることになる。

キーワード：研究開発費、会計基準、即時費用化、資産化

【Abstract】

Under current Japanese accounting standards, research and development (R&D) costs are immediately charged to expense, as GAAP mandates the full expensing of R&D, in financial statements. This procedure is equivalent to assuming the expected value of R&D is zero. On the other hand capitalizing R&D costs might create some problems when these costs have less value than the recorded expenditure as in old Japanese accounting standards. This paper proposes that all R&D costs shall be charged to expense according to their fail provability of R&D activities and capitalized as assets according to their success provability of them when incurred. We show that R&D reporting biases of provability standards is less conservative to the expensing and aggressive to the capitalization. The provability standards could turn out to disclose insider information of R&D provability.

Keyword : research and development costs, accounting standards, immediate expensing, capitalization

1. はじめに

研究開発は企業の将来の収益を左右するきわめて重要な企業活動であり、それゆえ投資家にとってその情報は意思決定において重要な要素となる⁽¹⁾。研究開発費の会計処理の問題について Gellein and Newman (1973) はある程度まとまった議論をしている。そこではすでに研究開発費の会計上の問題として、①定義、②認識(繰延・即時)、③償却(期間・方法)、④開示(項目・方法)、の4点が挙げられている⁽²⁾。

かつてわが国では、研究開発費という概念がなかったため、試験研究費および開発費という名目で会計処理されていた⁽³⁾。しかし、製造原価に含まれる研究開発費は開示されないなど、その会計処理に統一性がなく、それゆえ企業の恣意性が高く、投資家が企業間の企業価値比較を行う上で障碍となっているという指摘がなされていた。こうした背景から研究開発に関する情報の開示、企業間の業績の比較可能性、さらには国際的調和などの観点から、1999年10月に日本の会計基準が企業会計審議会(1998)の『意見書』によって現行の形に改正された⁽⁴⁾。

わが国ではかつて、試験研究費と一部の開発費に関しては、繰延資産として計上することが認められていたが⁽⁵⁾、現行の研究開発費等会計基準によれば、これらの研究開発費はすべて発生時に費用として処理されなければならない。このような改正の最大の根拠は、研究開発費がもたらすと想定される将来の経済的利益の不確実性にある。したがって、資産として計上することに疑義が生じ、客観的な不確実性が払拭できないため、不確実性の解釈をめぐる、企業間で相違が発生した場合、企業間の会計情報の比較可能性が損なわれる恐れがあるというのが、改正のもう一つの論拠である⁽⁶⁾。

こうした改正については、米国において従来、疑問の声が数多く上がっている。Bierman and Dukes (1975) は FASB (1974) の研究開発の非資産化の見解を早々に批判し、1948年から1957年の米国化学業界における研究開発の収益率は有形資産のそれよりも高いことを指摘し、安達(1986)は折衷案として研究開発費の目的別に資産計上と費用計上を分別する見解を述べている。

一方において、関・大岡(2008)が指摘するように、会計基準コンバージェンスの趨勢において、日本の会計基準を国際会計基準にコンバージェンスすることを検討するのであれば、研究開発を即時費用化する研究活動と条件を満たすもののみを資産とすべきとする開発活動とに分類する国際会計基準とどうすり合わせて行くのが今後の課題となる。

本稿は、寺崎(2008)の展望の研究開発費に関する部分を敷衍したものである。次の第2節においては、こうした問題に関する文献を簡単に展望する。その展望の中から、従来の制度と現行の制度の問題点を第3節において別掲し、次の第4節において、研究開発の成功確率に関する企業の内部情報の開示化という視点から、研究開発費の更なる会計基準の改正案を提示する。

2. 研究開発費に関する先行研究

2. 1 研究開発費と企業の将来の業績

Hirschey and Weygandt (1985)、Loudere and Behn(1995)、Lev and Sougiannis(1996)、Barth and Clinch(1998)、Abrahams and Sidhu (1998)などは研究開発費を含めた無形資産を費用化する会計処理よりも資産化した場合の方が、株価や株式リターンなどとの相関が高いことをアメリカの財務・株式統計データを用いて検証している⁽⁷⁾。

一方日本においては八重倉(2006)が無形資産としての研究開発投資と将来の企業の業績との関係について次の2通りの実証分析を行っている。ひとつは研究開発投資を資産化した場合であり、もうひとつはそれを費用化した場合である。つまり研究開発投資を無形資産として扱った方が企業の将来の業績をより良く説明できるのか、それとも新会計基準に従って即時費用化した方が将来の業績をより良く説明できるのかという問題の設定である。実証分析の結果、企業価値の評価に関して二つの会計処理の間に有意な相違を見出すことはできなかった。このことは少なくとも実証分析の対象となった1976年～2000年までについて、東証1部上場企業のうち比較可能な共通のデータが入手可能であった80社に関して、研究開発費に関する

会計手続きは企業評価に有意な影響を与えているとは言い切れないということを意味する。

これらの日米の研究開発費の会計処理と株価の関係に関する実証研究結果の相違は注目に値する。すなわち米国においては研究開発費を市場は資産と評価して株価形成を行っているのに対し、日本においては研究開発費を費用化した場合と資産化した場合とで企業評価に有意な相違は見出されていない。実際、今回の会計基準の改正が企業の研究開発行動にあまり影響を与えないという実態調査が、平成8年～11年について毎日新聞社の日本株30の中の26社の有価証券報告書と東証一部上場・二部上場会社の2,599社の企業財務データバンクを対象として吉澤・小林(2003)によって行われている。

2. 2 研究開発費と株式投資収益

研究開発費の会計処理の方法とは別に、緒方(2005)は日本の製造業において研究開発費(および広告宣伝費)の株価並びに株式リターンに与える影響が、アメリカの先行研究と同様に次第に増大してきていることを指摘している。

野間(2006)は研究開発投資には結果の不確実性と期間の長期性と情報の非対称性があることを指摘した上で、1982年3月期から2003年3月期までの財務データを用いて、財務データの取りやすい研究開発投資と株式リターンの関係を1986年3月期から2000年3月期までの15年間について実証分析している。その結果、東京証券取引所の第1部および第2部に上場している企業のうち、銀行・証券・保険業・その他金融業を除いた3月期決算の企業について、株式市場は研究開発投資を直近では過小評価しているという結論を得ている。過小評価の理由は企業のIR活動の不十分さ、あるいはタイムラグに求められている。一方、情報開示を十分に行っている企業については、そのような過小評価の程度が小さいということも確認されている⁽⁸⁾。

中野(2006)も残余利益モデルをベースとして用いて、同様に研究開発投資と株式リターンの関係について日本(1,152社)、米国(1,019社)、英国(218社)、独逸(171社)、仏蘭西(89社)、韓国(180社)、台湾(103社)、香港(28社)、豪州(32社)の9地域に限定し、グロ

ーバル分析を行っている。まず2003年度の株式リターンの代理変数としてPBRと研究開発投資を相関させ、グローバルに有意な結果が得られた。つぎに積極的にR&D投資を行っている知識集約型産業に限定して分析したところ医薬品とハイテクの2産業のみについて符号条件を満たす実証結果が得られた。さらに低PBRグループにおいては研究開発投資は有意でなく、高PBRグループのみについて有意であるという結果も得ている。

2. 3 費用化と資産化の財務諸表の相違

金田(2001)はアメリカ会計基準(GAAP)と国際会計基準(IAS)に従って財務諸表を作成した場合、資産はIASの方が大となるのに対して、負債比率とROAはGAAPの方が大きくなり、さらに、成長企業においては、IASの方が利益は大きくなり、株価収益率はGAAPの方が大きくなることを理論的に指摘している。

Lev, Sarath, and Sougiannis(2005)は、研究開発費を資産計上する場合と費用処理する場合の財務諸表の相違について具体例を用いて示し、1972年～2003年のデータを用いて実証分析を行っている⁽⁹⁾。研究開発費を全額費用化する場合、利益が圧縮されるので、資産化する場合と比較すると初期においてはROEが低下する。しかし、いずれ資産化された研究開発投資は償却されるので、研究開発投資が初期のみであれば、ROEは償却されはじめると、資産化された場合の方がより低いROEとなる。実際には研究開発は每期行われるので、各期の研究開発費と、資産化された場合の償却が等しい場合にはROEも等しくなる。ただし、研究開発費が成長し、每期増額して行く場合には、全額費用化する場合の方が、常にROEは小さくなる。ROAの大小関係については、逆のことが言える。

こうした指摘はそれなりに意味のあるものではあるが、いずれの会計処理においてもキャッシュフローは不変であり、企業活動の実質に変わりはないため、税額に若干の差異は生じるものの、理論的には企業価値には影響を与えないものと考えられる⁽¹⁰⁾。すなわち、研究開発を重視する企業の株価は上昇傾向にある⁽¹¹⁾。

3. 従来制度と現行制度の問題点

現行制度は従来制度の批判の上に改正されたものである。従来制度に欠陥があるとすれば、従来制度はその欠陥を長期にわたり容認してきたことを意味する。また、従来制度にはそれなりの意義があるとすれば、現行制度はその意義を改悪したことを意味する。いずれにしても、現行制度には明らかな欠陥があることは、多くの論者によって指摘されている。その欠陥ははからずも、現行制度に改正するための大義名分のなかに存在する。以下では、ソフトウェアの研究開発を除いて、その要点を指摘する。

3. 1 『意見書』における発生時費用処理の問題点

『意見書』では研究開発費の発生時費用処理について、「企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理又は資産計上を任意とする現行の会計処理は適当でない」と断じている。たしかに、研究開発費を費用処理すれば、損益計算書の利益項目の金額の定義がすべての企業について、研究開発費を費用処理したという意味で共通になる。その結果、比較可能となるのは、すべての研究開発費を費用処理した上での損益の金額であり、研究開発の性格は全く比較可能とならない。すなわち、従来制度においては、資産計上と費用処理が任意であったため、研究開発として殆ど成果が認められないものは費用処理され、研究開発として有望なものは資産計上されていた。その結果、財務諸表利用者は、研究開発に関する企業のインサイダー情報を開示資料において、それなりに確認可能であった。そのような前提の下で、損益の金額をそのまま比較することが可能であった。

そうした問題点を彌縫するため『意見書』では、ディスクロージャーについて、「財務諸表における開示」として、「研究開発の規模について企業間の比較可能性を担保するため、当該年度の一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額を財務諸表に注記すること」としている。したがって、財務諸表利用者は金額を知ることが可能である。しかし、その金額がどの程度の資産性を持つのかという研究開発投資の質を知ることができない。このことについては、「研究開発活動の記載」として、「これを自

発的、積極的に開示することが望まれる」として懲憊するに留まっている。この点について、「有価証券報告書等の「事業の概況」等における研究開発活動の状況の記載については、企業間の比較が可能となるよう記載項目（研究体制、研究成果等）を統一すべきとの意見もあった。しかし、記載項目を統一した場合、画一的な記載内容となるおそれがあるため、現行どおり、概括的な記載を求めることが適当であると判断した」としているが、この種の記述を企業の裁量に任せれば、利用者をいたずらに翻弄することになるのではないかと危惧される。『意見書』の表現を借用すれば、そもそも財務諸表それ自体が、画一的な記載内容ではないのかという批判を禁じえない。いずれにしても、こうした改正は、財務諸表利用者にとって、より良いものであると言えるのかどうかということについて、次に議論したい。

3. 2 財務諸表利用者の便宜

現代ポートフォリオ理論が基礎としている投資家の効用関数において⁽¹²⁾、その期待効用はポートフォリオの収益率の期待値とその標準偏差の関数とされている。この理論の意義は、投資家のみならず、ステークホルダー全般について、関心事項は既に終わってしまったことにあるのではなく、企業の将来の収益がどうなるかということにあることを措定していることである。『意見書』では研究開発費を費用処理することの意義は、企業間の比較可能性にあるとしているが、少なくとも日本においては、八重倉（2006）が実証したように、企業評価に関して研究開発費の資産化と費用処理の両者の間に有意な相違は見出されていない。このことは会計手続きは企業評価に影響を与えていないということの意味している。つまり、従来資産化していた金額を、制度改正によって単に費用化したことは、『意見書』の企図に反して、投資家にとってなんら新しい情報を提供したことはならないことを示唆している。吉澤・小林（2003）の実態調査においても、新会計制度は企業の研究開発活動にほとんど影響を与えなかった⁽¹³⁾。以上のことから、研究開発費を費用化した今回の制度改正は、企業活動に対しても、また、投資家の態度に対しても中立的であったという仮

説が提示できる。

いずれにしても、ステークホルダーの最大の関心事が将来の企業業績にあることから、将来の業績に繋がる財務情報、すなわち、設備投資や研究開発投資はきわめて重要となる。投資家にとって、決算短信における業績予想に関する情報の重要性は寺崎（2007）で論じられている通りである。その意味において、研究開発費から将来の業績に関する情報を剥奪する今回の改正は、欠陥なしとは言えない。

4. 研究開発費の費用化に関する改正案⁽¹⁴⁾

既に、Bierman and Dukes（1975）も指摘しているように、研究開発費を即時費用化することは、研究開発の期待値がゼロであることを標榜しているのと等値である。会計処理の便宜において、こうした規定は意味を持つかもしれないが、理論的には明白な誤りである。そこで、本節では、従来の会計処理と今回の改正の問題点を折衷する案を提示する。この案の前提となっているのは前節までに述べてきた以下の見解である。

- (1) 研究開発費の一律即時費用化は会計理論的に明白な誤りである。
- (2) 研究開発費の資産計上は将来の企業価値に関する重要な情報である。
- (3) 研究開発費の同一の会計処理を全ての企業に強制することは企業間比較を容易にするとは限らない。

以上の前提に基づいて、以下の研究開発費の会計処理を提案する。

- (4) 研究開発費はそれが無形資産となる確率に従って資産計上する。

いずれの企業においても、とくに製薬メーカーにおいてそうであるが、これまでの経験に基づいて、研究開発活動が成功する確率を想定している。例えば、特定の研究開発活動が成功する確率を ρ とし、その研究開発費を R とすれば、 ρR を資産計上するというのが(4)の提案の趣旨である。したがって、今期費用計上されるのは残額の $(1-\rho)R$ となる。かりに、この研究活動が次期において、失敗したとすれば、次期において、 ρR が全額即時償却されることになる。逆に、この研究開発活動が成功したと

すれば、 ρR の資産を合理的な期間にわたって償却して行くことになる。このとき、前期において費用化した金額を訂正して、改めて資産計上することも考えられるが、これは、会計処理を複雑化するので、期間償却の対象となるのは、あくまでも資産計上された金額のみとする。

この案については、企業が想定する研究開発活動の成功確率 ρ の値が恣意的ではないかという批判が予想される。従来の研究開発費の処理に対して恣意的であるという批判のもとで、今回の即時費用化の改正がなされたことを考慮すると、この点については次のように主張しなければならない。まず、企業が想定する研究開発活動の成功確率 ρ はインサイダー情報として、実在している値である。この案は、現行のインサイダー情報を財務諸表に開示することを要請している。具体的には研究開発プロジェクトごとの成功確率の注記を義務付けることになるが、これによって、インサイダー情報にアクセスできなかった投資家にとって、その企業価値の期待値の分散が小さくなり、経営者の抱く期待値に近づくことが予想される。こうした情報の開示は、投資家の効用関数において、効用水準を高めることを意味する。研究開発活動が成功するかどうかは、翌期または翌々期に判明することであるから、企業がこの確率を恣意的に開示すれば、そうした恣意性はいずれ明らかになることである。ゲーム理論的には、投資家を欺くという企業の戦略は、繰り返しゲームにおける投資家の学習を通じて、長期的には成立しない。

4. 1 研究開発費の償却の比較

そもそも、企業が恣意的に財務諸表を作成するという疑念は会計監査制度を否定するものである。公認会計士が誠実に会計監査を行うことを前提とすれば、財務諸表に記載されている情報は、企業が記載しうる最良の情報であるはずである。以下では、今期の研究開発費 R の即時費用化のケース（従来制度）と、無形資産化のケース（現行制度）と、その中間としての確率に基づく費用化・資産化の3つのケースを比較する。ちなみに、償却期間は便宜的に3期間とする。

表1 償却の比較 ($0 \leq \rho \leq 1$)

会計処理	今期	1期	2期	3期
即時費用化	R	0	0	0
無形資産化①	0	R/3	R/3	R/3
無形資産化②	0	R	0	0
確率処理①	$(1-\rho)R$	$\rho R/3$	$\rho R/3$	$\rho R/3$
確率処理②	$(1-\rho)R$	ρR	0	0

上表において、即時費用化した場合、その全額が今期の費用となる。その研究開発が成功するか、失敗するかという情報は、金額的には全く開示されない。従来のように無形資産化①②することができる場合、研究開発が成功したとき、研究開発費は翌期から均等にR/3ずつ償却される。逆に研究開発が失敗したとき、研究開発費は翌期において全額が償却される。本稿で提案するのは確率処理①②のケースである。確率処理の場合、研究開発の成功確率 ρ に従って、失敗確率 $(1-\rho)$ 分、すなわち $(1-\rho)R$ が今期即時費用化される。

確率処理①のケースは、1期において研究開発の成功が判明した場合である。このとき、無形資産 ρR は3期間にわたり均等 $(\rho R/3)$ に償却される。ちなみに、成功確率が100%であれば、このケースは無形資産化①のケースに等しくなる。したがって以前の会計処理のうち、研究開発費全額を資産化する場合は、研究開発の成功確率が100%であること $(\rho=1)$ を想定していることを意味している。

確率処理②のケースは、1期において研究開発の失敗が判明した場合である。このとき、今期において無形資産化されていた $(1-\rho)R$ が全額償却される。ちなみに、成功確率が0%であれば、このケースは、即時費用化のケースに等しくなる。したがって、現行の会計基準は、全ての企業の全ての研究開発活動が、100%失敗すること $(\rho=0)$ を想定していると言える。

そもそも、100%失敗することが想定されるような研究開発を企業が行うことはありえない。逆に、100%成功することが想定されるような研究開発を行うことはありえないとは言えない。その意味で、多くの論者が指摘しているように、即時費用化を求める現行会計基準は論理的な矛盾を孕んでいる。

4. 2 ROEとROAへの影響

いま、研究開発金額をR、研究開発費を費用化した場合の今期の企業利益を P_0 、そのときの純資産を N_0 とする。現行の会計基準では、このときの自己資本利益率 ROE_{10} は、

$$ROE_{10} = P_0 / N_0$$

となる。研究開発費を全額資産化した場合の自己資本利益率 ROE_{20} は、

$$ROE_{20} = (P_0 + R) / (N_0 + R)$$

となる。従って、両者の大小関係は、その差を求めると、

$$\begin{aligned} ROE_{10} - ROE_{20} &= \{P_0(N_0 + R) - N_0(P_0 + R)\} / N_0(N_0 + R) \\ &= R(P_0 - N_0) / N_0(N_0 + R) \end{aligned}$$

となり、今期の企業利益が純資産より小 $(P_0 < N_0)$ であれば、資産化した場合の方が今期のROEは大きくなる。確率処理の場合の自己資本利益率 ROE_{30} は、その中間となる。すなわち、

$$ROE_{30} = (P_0 + \rho R) / (N_0 + \rho R)$$

という定義式より、それぞれの差を求めると、

$$\begin{aligned} ROE_{10} - ROE_{30} &= \{P_0(N_0 + \rho R) - N_0(P_0 + \rho R)\} / N_0(N_0 + \rho R) \\ &= \rho R(P_0 - N_0) / N_0(N_0 + \rho R) \\ ROE_{20} - ROE_{30} &= \{(P_0 + R)(N_0 + \rho R) - (N_0 + R)(P_0 + \rho R)\} / N_0(N_0 + \rho R) \\ &= R(1 - \rho)(N_0 - P_0) / N_0(N_0 + \rho R) \end{aligned}$$

となる。したがって、純資産が当期利益よりも大 $(N_0 > P_0)$ であれば、

$$ROE_{10} < ROE_{30} < ROE_{20}$$

となる。逆に、第1期において、最も高くなるのは費用化した場合であり、最も低くなるのは、全額資産化し、研究開発が失敗した場合である。すなわち、研究開発費を費用化した場合の今期の企業利益を P_1 、そのときの純資産を N_1 とすると、現行の会計基準では、

$$ROE_{11} = P_1 / N_1$$

となる。研究開発費を全額資産化し、失敗した場合は、

$$ROE_{21} = (P_1 - R) / (N_1 - R)$$

となる。したがって、両者の大小関係は、差を求めることにより、

$$\begin{aligned} ROE_{11} - ROE_{21} &= \{P_1(N_1 - R) - N_1(P_1 - R)\} / N_1(N_1 - R) \\ &= R(N_1 - P_1) / N_1(N_1 - R) \end{aligned}$$

となり、純資産が研究開発費を上回る ($N_1 > R$) 限り、今期とは逆に、第1期の純資産が企業利益を上回る限り、現行会計基準の方がROEは大きくなる。

資産化し、償却する場合と、確率処理して失敗した場合は、成功確率と償却期間の大きさによって大小関係が決まる。表1の場合は成功確率が1/3であれば、両者のROEは等しくなる。第2期と第3期においては、費用化した場合と、研究開発に失敗した場合は、いずれもROEは同じ大きさになる。成功した場合は、確率処理の方が、そうでない場合よりも、ROEは大きくなる。また、総資産利益率ROAへの影響は、表2から容易に明らかとなる。

表2 資産残高への影響 ($0 \leq \rho \leq 1$)

資産計上	今期	1期	2期	3期
即時費用化	0	0	0	0
無形資産化①	R	2R/3	R/3	0
無形資産化②	R	R	0	0
確率処理①	ρR	$\rho 2R/3$	$\rho R/3$	0
確率処理②	ρR	0	0	0

この確率会計処理の提案で重要なことは、企業の内部情報である研究開発の見込みが会計情報として明示的に開示されるという点である。『意見書』では、研究開発の記載について、「研究開発活動に関する情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報であると考えられるため、各企業において、これを自発的、積極的に開示することが望まれる」と従っているが、多くの企業において、投資家にとって有益となる説明がなされていないのが現状である。しかし、会計基準として確率処理が求められれば、全ての企業の内部情報が開示され、財務諸表の利用者にとって企業間の比較可能性が高まることは明らかである。

MD&Aではなく、金額的に開示されることの重要性は、決算短信における業績予想が株価に有意の影響を与えることから明らかである⁽¹⁵⁾。

5. おわりに

Graham, Harvey, and Rajgopal (2005, 2006) がアンケート調査で明らかにしているように、研究開発費の即時費用化という会計基準は、近

視眼的な経営者に、研究開発費の自由裁量的操作による利益操作を可能としている⁽¹⁶⁾。必ずしも、全ての企業においてではないが、短期的な成果を求められるアメリカ企業においてはその傾向が少なくない⁽¹⁷⁾。そうしたアメリカにおける傾向は、既に指摘したように多くの実証研究において明らかになっている。

日本の実証研究においては、アメリカのような会計基準の相違による株価への影響は有意とはなっていない。研究開発費を費用化するか、資産化するかという問題は会計処理の問題であって、企業の実態に係わるものではない。しかし、減損会計や特別損益の計上において、しばしば会計操作が行われるように、研究開発費が益出しの目的で操作されることが皆無とは言えない⁽¹⁸⁾。研究開発費の費用化がこうした会計操作を誘発するのであれば、当該会計基準は、企業の最適行動を明らかに阻害している。

本稿では、研究開発費の会計処理について議論したが、これまで資産化されることのなかった自己創設のれんについても、同様の議論が可能となる。研究開発投資および自己創設のれんを含めたいわゆる無形資産の資産化の本質的な問題については今後の課題としたい。

【引用文献】

- Abrahams, T., and B.K. Siduhu, 1998, The role of R&D capitalizations in firm valuation and performance measurement, *Australian Journal of Management* 23 (2), 169-183.
- 安達和夫, 1986 「研究開発費の会計処理」『三田商学研究』29 (5), 44-62.
- Barth, M.E., and G. Clinch, 1998, Revalued financial, tangible, and intangible assets: Associations with share prices and non-market-based value estimates, *Journal of Accounting Research* 36 (Supplement), 199-233.
- Bierman, H.Jr., and R.E. Dukes, 1975, Accounting for research and development costs, *Journal of Accountancy* 139 (4), 48-55.
- Blair, M.M., and S.M.H. Wallman, 2001a, The growing intangibles reporting discrepancy, reprinted from Blair and Wallman (2001b) in Hand and Lev (2003), 449-468.

- Blair, M.M., and S.M.H. Wallman, 2001b, *Unseen Wealth: Report of the Brooking Task Force on Intangibles*, Brookings Institute Press.
- Chan, L.K.C., J. Lakonishok, and T. Sougiannis, 2001, The stock market valuation of research and development expenditures, *Journal of Finance* 56 (6), 2431-2458.
- Chambers, D., R. Jennings, and R.B. Thompson II, 2002, Excess returns to R&D-intensive firms, *Review of Accounting Studies* 7 (2-3), 133-158.
- Eberhart, A.C., W.F. Maxwell, and A.R. Siddique, 2004, An examination of long-term abnormal stock returns and operating performance following R&D increases, *Journal of Finance* 59 (2), 623-650.
- Fama, E.F., and M.H. Miller, 1972, *The Theory of Finance*, Holt, Rinehart and Winston.
- FASB (Financial Accounting Standards Board), 1974, *Statement of Financial Accounting Standards No.2, Accounting for Research and Development Costs*. Financial Accounting Standards Board.
- Gellein, O.S., and M.S. Newman, 1973, Accounting for research and development expenditures: Chapter one of ARS No. 14, *Journal of Accountancy* 136 (2), 72-74.
- Graham, J.R., C.R. Harvey, and S. Rajgopal, 2005, The economic implications of corporate financial reporting, *Journal of Accounting and Economics* 40 (1-3), 3-73.
- Graham, J.R., C.R. Harvey, and S. Rajgopal, 2006, Value destruction and financial reporting decisions, *Financial Analysts Journal* 62 (6), 27-39.
- 浜本道正, 1997「研究開発費の「資産性」をめぐって」『COFRIジャーナル』29, 62-70.
- Hand, J., and B. Lev, eds., 2003, *Intangible Assets: Values, Measures, and Risks*, Oxford University Press.
- Herrmann, D., T. Inoue, and W.B. Thomas, 2003, The sale of assets to manage earnings in Japan, *Journal of Accounting Research* 41 (1), 89-108.
- Hirschey, M., and J.J. Weygandt, 1985, Amortization policy for advertising and research and development expenditures, *Journal of Accounting Research* 23 (1), 326-335.
- 久持英司, 1999「研究開発費の即時費用処理法に関する考察」『税経通信』54 (8), 231-239.
- 久持英司, 2003「研究開発費の範囲に関する諸議論：『意見書』公表前後における研究開発費の資産計上の状況を手がかりに」『駿河台経済論集』12 (2), 31-45.
- 市川紀子, 2007「研究開発費に関する一考察：中心観を基軸として」『駿河台経済論集』17 (1), 159-182.
- 井手吉成佳, 2008「研究開発費の認識と会計環境」『広島大学マネジメント研究』8, 71-80.
- 飯田幸裕・大野裕之・寺崎克志, 2006『国際公共経済学：国際公共財の理論と実際』創成社.
- 池田健一, 2007「研究開発費の会計処理に関する一考察」『福岡大学商学論叢』51 (4), 493-510.
- 石山傳, 2001「グローバル・スタンダードに対応した日本の会計基準」『経営政策論集』1 (1), 1-19.
- 伊藤邦雄 (編著), 2006『無形資産の会計』中央経済社.
- Kaneda, N., 2001, Properties of research and development costing under GAAP and international accounting standards『管理会計学』10 (1), 63-76.
- 企業会計審議会, 1998『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書』金融庁.
- Kinney, M., and R. Trezevant, 1997, The use of special items to manage earnings and perceptions, *Journal of Financial Statement Analysis* 3 (1), 45-53.
- 小嶋宏文, 2005「経営者の業績予測と研究開発費支出の調整による裁量行動」『会計』168 (6), 127-135.
- 熊本浩明・佐藤江司, 2003『無形価値：会計と情報開示』清文社.
- Lev, B., 2001a, What then must we do? reprinted from Lev (2001b) in Hand and Lev (2003), 511-524.
- Lev, B., 2001b, *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institute Press.
- Lev, B., B. Sarath, and T. Sougiannis, 2005, R&S reporting biases and their consequences, *Contemporary Accounting Research* 22 (4), 977-1026.
- Lev, B., and T. Sougiannis, 1996, The capitalization, amortization, and value-relevance of R&D, *Journal of Accounting and Economics* 21 (1), 107-138; reprinted in Hand and Lev (2003), 123-152.
- Lev, B., and T. Sougiannis, 1999, Penetrating the book-to-market black box: The R&D effect, *Journal of Business Finance and Accounting* 26 (3-4),

- 419-449.
- Loudder, M.L., and B.K. Behn, 1995, Alternative income determination rules and earnings usefulness: The case of R&D costs, *Contemporary Accounting Research* 12 (1), 185-205.
- McVay, S.E., 2006, Earnings management using classification shifting: An examination of core earnings and special items, *Accounting Review* 81 (3), 501-531.
- 眞鍋和弘, 2007「研究開発費の会計処理と Value Relevance」『横浜国際社会科学研究所』12 (3), 387-399.
- 眞鍋和弘, 2008「代替的な会計処理方法と利益の有用性: 研究開発費のケース」『横浜国際社会科学研究所』12 (6), 741-755.
- Mande, V., R.G. File, and W. Kwak, 2000, Income smoothing and discretionary R&D expenditures of Japanese firms, *Contemporary Accounting Research* 17 (2), 263-302.
- 宮原裕一, 2004「研究開発費の資産性に関する一考察: 利益観からのアプローチ」『経済論究』118, 71-86.
- 宮原裕一, 2006a「研究開発費会計に関する理論的一考察: 米国会計学会の報告書を通じて」『国士館大学政経論叢』3・4 (137・138), 211-234.
- 宮原裕一, 2006b「日本の研究開発費会計基準の国際的統合化について」『九州経済学会年報』44, 165-170.
- 中野誠, 2006「研究開発投資と株式価値の関係性: グローバル研究」伊藤 (2006), 357-375.
- 中野誠, 2008「研究開発活動の会計学: 研究開発費に関する論点の整理を題材として」『企業会計』60 (6), 833-839.
- 西村優子, 2001「研究開発費等」『税経セミナー: 臨時増刊』46 (3/673), 160-169.
- 西村優子, 1999「研究開発費の会計: わが国新会計基準と米国会計基準及び国際会計基準との比較」『経営論集』49, 103-118.
- 西村優子, 2000「国際会計基準による研究開発費の会計」『経営論集』51, 281-295.
- 西村優子, 2003「研究開発投資と企業価値: コスト・ベネフィット分析の視点から」『管理会計学』11 (2), 43-55.
- 野間幹晴, 2006「研究開発投資に対する株式市場の評価」伊藤 (2006), 339-356.
- 緒方勇, 2005「日本の製造業企業の広告宣伝費と研究開発投資が無形資産形成に与える効果の時系列分析」『管理会計学』14 (1), 39-59.
- 大塚成男, 2006「現在のアメリカにおける無形資産会計: ②研究開発費の会計」伊藤 (2006), 120-124.
- 岡部孝好, 1994「会計情報のプーメラン効果と研究開発支出」『JICPA ジャーナル』6 (9), 23-27.
- 太田善之, 2005「研究開発費の会計に関する一考察」『龍谷大学経営学論集』45 (3), 108-125.
- 尾崎安央, 2004「研究開発費等会計: 繰延資産計上の是非, 無体資産の検討課題」『企業会計』56 (11), 1546-1553.
- 小澤寿仁, 2008「論点整理から探る実務への影響と課題」『旬刊経理情報』1175, 31-33.
- Penman, S. H., and X-J. Zhang, 2002, Accounting conservatism, the quality of earnings, and stock returns, *Accounting Review* 77 (2), 237-264.
- Perry, S., and R. Grinaker, 1994, Earnings expectations and discretionary research and development spending, *Accounting Horizons* 8 (4), 43-51.
- 関大地・大岡考享, 2008「会計基準コンバージョンとM&Aにおける無形資産評価」『講演要旨』日本証券アナリスト協会 8, 44-57.
- 篠原淳, 2001「研究開発費等に係る会計基準」『税経セミナー: 臨時増刊』46 (15/685), 312-317.
- 鈴木一水, 2003「研究開発の会計と税務」『京都学園大学経営学部論集』13 (2), 79-105.
- 寺崎克志, 2005「最適情報開示に関する一考察」『目白大学経営学研究』3, 43-54.
- 寺崎克志, 2007「国際公共財としての決算短信における業績予想とMD&Aについて」『国際公共経済研究』18, 129-139.
- 寺崎克志, 2008「インタンジブルズ評価に関する覚書」『目白大学経営学研究』6, 63-74.
- 寺崎克志・朴貞夏, 2007「タイムリー・ディスクロージャーの諸問題」『目白大学経営学研究』5, 75-86.
- 豊田俊一・小林央子, 2008「ASBJ解説: 研究開発費に関する論点整理」『旬刊経理情報』1175, 26-31.
- 浦野晴夫, 2000「繰延資産の新たな局面」『中京経営研究』10 (1), 23-33.
- 八重倉孝, 2006「研究開発投資の費用配分と将来業績の関係」伊藤 (2006), 317-337.
- 山本博人, 2003「研究開発費の問題点」『作新経営論集』12, 137-143.
- 吉澤健太郎・小林信一, 2003『研究開発に関する会計基準の変更と企業の研究開発行動』文部科学省科学技術政策研究所.

【注】

- (1) 研究開発と企業価値の関係に関する分析については西村（2003）を参照されたい。
- (2) とくに研究開発費の認識とその会計環境については井出吉（2008）を、また研究開発費の会計処理といわゆる value relevance の問題については真鍋（2007）を、さらに、研究開発費というものの考え方そのものについては市川（2007）を参照されたい。
- (3) 従来制度については吉澤・小林（2003）；pp.8-11を参照されたい。また現行制度の意義については久持（1999）を、問題点の整理については山本（2003）を、とくに社内開発費と企業結合などにより取得した仕掛研究開発（in-process R&D）については、中野（2008）および豊田・小林（2008）などを参照されたい。
- (4) これをグローバル・スタンダードという観点から歴史的に論じたものに石山（2001）、詳細な歴史的経緯を論じたものに太田（2005）がある。また、国際会計基準における研究開発費の会計処理については西村（2000）を、日本の研究開発費会計基準の国際的統合化については宮原（2006b）を参照されたい。さらに、わが国の新会計基準と米国会計基準および国際会計基準の比較については西村（1999）を、とくに米国会計学会の理論的考察については宮原（2006a）を参照されたい。
- (5) 繰延資産としての研究開発費については浦野（2000）を、また資産性そのものについては浜本（1997）および宮原（2004）などを、さらに繰延処理が会計情報の value relevance に与える影響については真鍋（2008）などを参照されたい。
- (6) FASB（1974）は研究開発費が繰延資産として計上されることを否定する論拠として以下の5点をあげている。①将来便益の不確実性、②費用便益の因果関係の不明性、③研究開発成果の非資産性、④収益との非対応性、⑤投資・信用供与決定との非関連性。
- (7) 研究開発費を費用計上する理由を説明したものについては、夥しい数の論文があるが、例えば、熊本・佐藤（2003）；pp.45-6を、また直近のアメリカにおける研究開発費の会計については大塚（2006）を参照されたい。
- (8) 企業にとっての最適情報開示については寺崎（2005）を、タイムリー・ディスクロージャーの諸問題については寺崎・朴（2007）を参照されたい。
- (9) 簡略な要約が池田（2007）に示されている。
- (10) 法人税額については、費用化と資産化で、若干金額が異なるのが一般的である。これについては鈴木（2003）を、また商法における問題については尾崎（2004）を、実務への影響については小澤（2008）を参照されたい。
- (11) これを支持する実証分析については、Lev and Sougiannis（1996, 1999）, Chan, Lakonishok, and Sougiannis（2001）, Chambers, Jennings, and Thompson（2002）, Penman and Zhang（2002）, Eberhard, Maxwell, and Siddique（2004）などを参照されたい。
- (12) 投資家の期待効用については、Fama and Miller（1972）を参照されたい。
- (13) 会計基準の変更が実務に与えた影響とその課題については小澤（2008）を参照されたい。
- (14) 研究開発投資を含めた無形資産全般に関する情報開示の提言はBlair and Willman（2001a）やLev（2001a）において行われている。
- (14) こうした指摘は金田（2008）；p.835にも見られる。
- (16) アメリカのCFOのほぼ8割が業績目標の調整費用として、研究開発費（および広告宣伝費、メンテナンス費などの自由裁量的支出）を利用すると答えている。
- (17) 短期的な利益操作において、その対象となるのは研究開発費を含む自由裁量的支出であることは、岡部（1994）、Perry and Grinaker（1994）およびMande, File, and Kwak（2000）などが指摘している。また、決算短信の業績予測を実現するために研究開発費が調整される傾向のあることは小嶋（2005）が報告している。
- (18) 例えば、Kinney and Trevant（1997）は、特別損益が利益操作に使われていることを指摘し、Herrmann, Inoue, and Thomas（2003）は一部の日本企業は資産売却によって含み益を実現するという手法を用いることを例示し、McVay（2006）は利益を大きく見せかけるために、主要費用を特別費用項目に付け替えていることを論じている。